

京都府「京の飲食」安全対策向上事業

参加者募集！＜延長・対象拡大＞

CO2濃度モニタリング協力店登録申請期間

【延長】飲食店：5/7(金)～7/8(木) ⇒ 5/7(金)～8/31(火)

【対象拡大】商店街・ショッピングモール等※：6/10(木)～8/31(火)

(※)商店街内の対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主は、商店街会員であることを証するため、府の指定様式に商店街代表者の印を押印の上、府に提出して下さい。

京都府では、飲食時における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図るため、全国で初めてとなる飲食店等のCO2濃度等のモニタリングを実施しています。この度、公募対象者の範囲を飲食店に加え、商店街やショッピングモール等へも拡大します。

1. 「CO2濃度モニタリング協力店」の公募登録

(1)感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう、施設（店舗）内のCO2濃度を測定し、適切に換気等の措置を行い、京都府が実施するCO2センサーによる継続的な測定・データ提供（CO2濃度モニタリング事業）に御協力いただける飲食店等を公募します。

(2)申請のあった飲食店等を「CO2濃度モニタリング協力店」として登録し、ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付します。

「CO2濃度モニタリング協力店」ステッカー ⇒
(実際のサイズは 11.3 cm × 11.3 cm)



(3)「こことろ（京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス）」をダウンロードし、モニタリング事業に参加します。

＜登録方法＞

- ①右記QRコードから「こことろ」をダウンロードしていただきます。
- ②「こことろ」ダウンロード後、CO2濃度モニタリング事業専用画面から店舗の基本情報（店舗名、住所、営業日・時間、CO2センサーの設置場所等）を登録していただきます。



※「こことろ」登録の詳細については、京都府HPでご確認ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/kokotoro.html>

2. CO2濃度データ提供協力金及び機器整備補助金

- ・「CO2濃度モニタリング協力店」に対し、CO2濃度モニタリング事業への協力金を支給するとともに、CO2センサーや換気対策・飛沫感染防止対策に係る機器等の整備に係る費用を補助します。

＜詳細は裏面をご覧ください＞

(1) 「京の飲食」安全対策向上事業の概要

CO2 濃度 モニタ リング 協力店 登録 事業	対象者	飲食店	京都府内における対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主		
		商店街	京都府内における商店街団体等の会員で、以下の項目の対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主		
		ショッピングモール等	1,000㎡を超える大規模小売店舗のテナント		
	対象施設	飲食店・喫茶店・遊興施設（食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設）、その他の施設で、不特定多数の者が来店する店舗。（※ただし、宅配のみの店舗、店舗内に来客が入店しないテイクアウトのみの店舗、オフィス、性風俗関連特殊営業の施設は除く）（※また、ショッピングモール等内の店舗については、基本的に3方向以上が壁や扉等で区分されており、来客が店舗内に入店するテナント店舗を対象）			
	概要	CO2センサーによる継続的な測定・データ提供（CO2濃度モニタリング事業）に御協力いただける飲食店等を公募し、「CO2濃度モニタリング協力店」として登録			
申請 期間	飲食店	令和3年5月7日（金）～令和3年8月31日（火）			
	商店街 ショッピングモール等	令和3年6月10日（木）～令和3年8月31日（火）			
CO2 濃度 モニタ リング 事業	対象者		「CO2濃度モニタリング協力店」の登録事業者		
			Aコース	Bコース	
	CO2 濃度 データ 提供 協力金	概要	CO2センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告（データは手動送信）	通信機能付きCO2センサー（※）がデータを常時測定・送信（データは自動送信）	
		対象期間	令和3年7月1日（木）～ 令和3年12月28日（火） ＜うち3ヶ月実施＞	令和3年7月1日（木）～ 令和4年2月28日（月） ＜準備が整い次第、すみやかに実施＞	
		協力金額	3万円	5万円	
		申請期間	令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）		
	機器 整備 補助金	対象	CO2センサー、換気機器（換気扇、換気機能付きエアコン等）、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置（アクリル板、透明ビニールカーテン等）等		
		補助率	3/4以内		
		上限額	20万円	30万円	
		申請 期 間	飲食店	令和3年5月7日（金）～令和3年8月31日（火）	
商店街 ショッピング モール等	令和3年6月10日（木）～令和3年8月31日（火）				

（※）Bコースで使用できる通信機能付きセンサーについては、京都府ホームページに掲載しています。

(2) WEB申請及び郵送申請

＜WEB申請＞ ※申請URLについては下記の京都府ホームページに掲載しています。
 （「京の飲食」安全対策向上事業の参加事業者募集について 「6. 申請手続き等」参照）
<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html>

＜郵送申請＞

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留 「京の飲食」安全対策向上事業事務局 宛

《お問合せ先》

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター（「京の飲食」安全対策向上事業事務局）
 電話番号 075-256-8143（月～土曜 9:00～17:00 日曜・祝日は休み）
 メールアドレス kyotoanzen@bsec.jp